

領土と国益

—ドイツ東方国境紛争から日本を展望する—

佐藤成基

1 戦後ドイツ東方国境紛争の「特殊な道」

第二次世界大戦後、ドイツとポーランドは新たに引かれた国境線（オーデル＝ナイセ線）をめぐって対立した。下の図が、戦争後のドイツに引かれた境界線である。

【図】 戦後ドイツの分割



佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土』（新曜社、2008年、1頁）を基に作成

第二次世界大戦の結果、ドイツは連邦共和国（西ドイツ）と民主共和国（東ドイツ）という2つの国家に分断されただけではなく、民主共和国よりさらに東方の領域を失うことになった。その面積は戦前のドイツ領の約4分の1(24%)にあたる広さを有している。「東方領土」と呼ばれるこの領域は、ポツダム協定に基づき戦後ポーランドとソ連の統治下に置かれることになった。ドイツ連邦共和国は、戦後長らくオーデル＝ナイセ線をめぐってポーランドと対立した。連邦共和国は東方領土も「統一」すべきドイツの一部であると主張していたのである。

しかし連邦共和国は、1970年のヴィリー・プラントの東方政策によってオーデル＝ナイセ線を承認した後、1990年ドイツ統一の直後、これをドイツの東方国境として最終的に確定した。戦後ドイツの東方国境紛争はこうして解決され、現在に至っている。

この解決のされ方は、歴史的に見て特異な経緯をたどった。なぜならばそれは、ドイツ側が東方領土への要求を全面的に放棄することによって解決されたからである。

20世紀はナショナリズムの規範が世界に広がった時代であった。「国民主権(national sovereignty)」や「民族自決(national self-determination)」といった原則が国際規範となり、国家の統治はあらゆる面でこの規範に従って正当化されるようになっていく⁽¹⁾。国家は「ネーションの国家」であり、「ネーションのための国家」でなければならない。国家と領土との関係も、同じくナショナリズムの規範に基づいて理解されるようになる。アーネスト・ゲルナーはナショナリズムを「国家の単位とネーションの単位が一致すべきであるとする政治原理」と定義したが⁽²⁾、この原理に基づくなら国家が統治する領域は「国民・民族の領土」と一致しなければならない。領土は「わが国民」「わが民族」のものであり、国家にはそれを保全する義務が求められるのである。逆に「わが領土」を侵害する国家は「不当」な「異民族支配」であると見なされるのである。

このようにナショナライズされた20世紀の国境紛争は、単なる権力者間の勢力争いにとどまらず、主権をもつものとして「想像」されたネーションという共同体間の対決になってくる⁽³⁾。そこでは、経済取引での算術的思考（例え

(1) Andreas Wimmer, *Waves of War: Nationalism, State Formation, and Ethnic Exclusion in the Modern World*, Cambridge University Press, 2012, pp. 73-107.

(2) Ernest Gellner, *Nations and Nationalism*, Blackwell, 1983.〔加藤節訳『民族とナショナリズム』(岩波書店, 2000年)〕

(3) ベネディクト・アンダーソンは『想像の共同体』のなかで、ネーションを①限られたものとして、②主権をもつものとして、③水平的に結びついた「同志」として想像さ

ば“fifty-fifty”的ような）に基づく交渉が難しくなり、「全か無か（all or nothing）」の発想になりがちになる。領土をめぐる紛争は、経済的な土地取引とは異なっている。たとえどれほど小さな土地に対してでも、そこが「わが国土」の一部である限り、譲歩することは「主権の侵害」と見なされてしまうのである。このような国境紛争の困難さは、政治が民主化されているほど強まる傾向がある。政府の外交交渉が国民世論のチェックを受け（例えば世論調査の結果等で）、「軟弱」な外交は国民世論から批判・攻撃を受けることになるからである。

岡田充は最近の尖閣問題を論じた著作のなかで、領土紛争の解決は戦争、譲渡、棚上げの3つしかありえないと述べている⁽⁴⁾。そこで岡田は、「戦争」は避けなければならないから、選択肢は「棚上げ」しかりえないと主張している。

日本の領土問題について、岡田以外にも「棚上げ」を主張している識者は少なくない⁽⁵⁾。だが、ここで問題にしたいのは、その考え方の是非についてではなく、岡田が3つの選択肢のうちの「譲渡」を、全く検討することなく棄却していることである。主権国家の原則からも、また日本の国民世論の状況からも、（そしておそらくは彼自身の信念からも）、岡田にとってそれは「戦争」以上にありえない選択肢だったのだろう。確かにナショナリズムの原則を前提にすれば、「譲渡」という選択が認められるようには思われない。

しかし、ドイツの東方国境紛争ではまさに「譲渡」の選択肢がとられたのである。ドイツは東方領土をポーランドに「譲渡」した。領土に対する主権の放棄にとなるような驚くべき選択である。いったいドイツではなぜこのような選択がとられたのだろうか。

以下では、領土要求を放棄するという形で解決をみたドイツの東方国境紛争の「特殊な道」が、いかにして可能になったのかについて考察していく。まず簡単に東方国境紛争の経緯を紹介し（2節）、なぜドイツでは東方領土の「放棄」が可能になったのかを検討した後（3節）、ドイツと日本の戦後の国境紛争の経緯を簡単に比較し（4節）、ドイツでの解決方法が、いまだ解決してい

れた政治共同体であると規定している。Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, (rev. ed.), Verso, 1991, p. 8.【白石さや／白石隆訳『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』（書籍工房早山, 2007年), 25-26頁】

(4) 岡田充『尖閣諸島問題—領土ナショナリズムの魔力』（蒼著社, 2012年), 180-181頁。

(5) 例えば孫崎享『日本の国境問題—尖閣・竹島・北方領土』（ちくま新書, 2011年)などがある。

ない日本の国境問題にとって何らか指針になりうるのか否かについて考える（5節）⁽⁶⁾。

2 東方国境紛争の経緯

（1）東方領土の喪失とオーデル＝ナイセ線の形成

ドイツがオーデル＝ナイセ線以東の領土をなぜ失うことになったのか。この問題については歴史認識問題とも絡んで様々な解釈がなされているが、直接的な原因となったのはソ連による西側への侵攻だった。スターリングラードの闘いで勝利したソ連軍はドイツへの反撃を開始し、1944年秋にはポーランド分割以前のドイツ領内に攻め込み、ポーランドの共産主義政権を打ち立てたのである。オーデル＝ナイセ線の概念が外交上初めて公式に明示されたのは、1945年8月に採択されたポツダム協定においてである。そこでケニヒスベルク周辺の東プロイセンの一部がソ連に移譲され、それ以外のオーデル＝ナイセ線以東のドイツ領がポーランドの「行政下」に置かれることになる。

ポツダム協定第9条「ポーランド」の中の文言は次のようにになっている。

三人の首脳 [トルーマン, チャーチル, スターリン] は、スヴィネミュンデの直西のバルト海からオーデル川にそって西ナイセ川との合流地点、さらに西ナイセ川にそってチェコスロバキアとの国境に至る境界線の東側で、この会談での合意によってソビエト社会主義共和国連邦の行政下には置かれていない東プロイセンの一部および旧自由都市ダンツィヒの領土を含む旧ドイツ領が、最終的なポーランド西側国境の確定の時まで、ポーランド国家の行政下 (under the administration) に置かれることに合意する⁽⁷⁾。

ここではオーデル＝ナイセ線（上の文章のなかで詳しい地理的記述がなされている）以東が「最終的なポーランド西側国境の確定の時まで、ポーランド国家の行政下に置かれる」（傍点は引用者による）と書かれていることに注意しておく必要がある。ここで「最終的」とは平和条約締結時までという意味である。この文言から戦後のドイツ連邦共和国は、オーデル＝ナイセ線は平和条約締結

(6) 2節と3節についての詳細は、佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土—戦後ドイツの東方国境をめぐる紛争』（新曜社、2008年）を参照されたい。

(7) “A Decade of American Foreign Policy 1941-1949. Potsdam Conference”, *The Avalon Project: Documents in Law, History and Diplomacy* (Yale Law School, Lillian Goldman Law Library) [online] http://avalon.law.yale.edu/20th_century/decade17.asp (2013年8月20日閲覧)。

（統一後のドイツが旧敵国と締結すべき第二次世界大戦の平和条約のこと）までの暫定的な国境線に過ぎないものと解釈するようになる。

ここで忘れてはならないのは、領土の喪失とともに大量のドイツ人が強制的な移住を強いられたということである。これを「追放 (Vertreibung)」と呼ぶ。追放は東方領土に限らずチェコのズデーテンラント、ポーランド、バルト諸国、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルーマニア等、中央・東ヨーロッパに広く散在していたドイツ人に対して行われた。1944年秋から1950年までの約5年の間に、追放を強いられたドイツ人の数は1200万人にものぼり、中途で命を落とした人の数を入れれば追放の被害を受けた人の数は1400万以上にもなる。

追放されたドイツ人のことを「被追放者 (Vertriebene)」と呼ぶ。被追放者約1200万人のうち、半数以上の約700万人が東方領土の出身者である。また1950年段階で、全被追放者のうち約750万人が連邦共和国に、約400万人が民主共和国に居住していたが、その後多く被追放者が民主共和国から西に移住したため、連邦共和国における被追放者の数は1960年には約970万人まで増加し、連邦共和国総人口の5分の1を越えるまでになった⁽⁸⁾。

被追放者は戦後連邦共和国において様々な団体を組織し、領土問題において強硬な主張を掲げるようになった。連邦政府や主要政党も数の上でも強力な彼らの声を無視することはできなかった。その意味で、彼らの存在は東方国境紛争において重要な意味をもつことになった。

（2）戦後の失地回復要求

失われた東方領土に対し、戦後の2つのドイツ国家は対照的な対応を示した。

直接ポーランドと国境を接する民主共和国では、建国翌年の1950年7月にポーランドとゲルリツ協定を結び、オーデル＝ナイセ線を「平和と友好の国境」として承認する。それに対し連邦共和国では政府、ドイツ共産党 (KPD) を除く主要政党、国民世論ともこの国境線を認めなかった。

連邦政府の公式な立場は「1937年12月31日時点での国境線におけるドイツは戦後も存続している」というものだった。「1937年12月31日の国境線」という概念は、1944年9月のヨーロッパ諮詢委員会の会議で米英ソがドイツの戦後占領について取り交わした「ロンドン議定書」からとられたもので、ドイツが東方に領土拡大する前のドイツの領土を指している。1937年はすでにナチス政権の時代だが、領土的にはヴァイマル共和国時代の最大版図に相同している。そ

(8) 詳しくは佐藤『ナショナル・アイデンティティと領土』、50-61頁。

のためこの「1937年時点での国境線におけるドイツ」というドイツ領土概念は、連邦政府のみならず野党の社会民主党（SPD）によっても共有されたものになっていた。

ドイツは戦争に敗れたが、1937年時点の領土は依然として「ドイツ」に帰属するものである。基本法で規定された国はであるドイツの「再統一」は、この1937年時点の境界線においてなされなければならない。これがナショナルな規範（国民・民族は「自決権」をもつという規範）に基づく戦後連邦共和国における主張だった。それは国連憲章の「領土不拡大原則」にも適合する上、ポツダム協定は（先に述べたように）オーデル＝ナイセ線は「最終的」ではないことを明記している。連邦共和国の政府や主要政党が掲げる失地回復要求は、このように国際規範や国際法によって幾重にも正当化された「正論」であった。

1940～50年代の国民世論も圧倒的な多数がオーデル＝ナイセ線を認めていなかった。ここでは、戦後継続的に世論調査を続けてきたボーデン湖畔にあるドイツの代表的世論調査機関、アレンスバッハ研究所の調査結果を示しておこう（下の表）⁽⁹⁾。1951年には80パーセントの回答者が「承認しない」と回答し、1959年にいたっても67パーセントが承認していない。連邦政府や主要政党の失地回復要求は、このような国民世論にも支えられたものだった。

（表）世論調査に見るオーデル＝ナイセ線の承認 （アレンスバッハ研究所）

(%)	1951	1956	1959	1962	1964	1966	1967	1969	1970	1972	1989	1991 (A/N)*
認める	8	9	12	26	22	27	46	42	58	61	42	70 / 76
認めない	80	73	67	50	59	54	35	38	25	16	32	15 / 12
わからない	12	18	21	24	19	19	19	20	17	21	26	15 / 12

*1991年「A/N」は「旧連邦州／新連邦州」を区別して表記

（3） プラントの新東方政策

しかし世論調査の結果は、1960年代に入って大きく変わっているのがわかる。このような世論の変化が進むなかで登場し、東方国境紛争に決定的な転換をもたらしたのがSPDと自由民主党（FDP）との連立によるプラント政権の「新東方政策」だった。プラント政権は1970年にソ連とモスクワ条約（8月）、ポーランドとワルシャワ条約（12月）を締結し、オーデル＝ナイセ線を「ポーランド人民共和国の西側の国境」であることを「確認」し、「国境の不可侵性」について「保証」することを約束したのである。

（9）出典の詳細については佐藤『ナショナル・アイデンティティと領土』、394頁。

両条約は、国境線の最終確定は平和条約締結時であるとするポツダム協定の規定（これはその後連邦共和国の主権回復を定めた1954年のドイツ条約に引き継がれる）を継承したものとなっていた。しかし両条約によって、オーデル＝ナイセ線の「承認」は多くのドイツ国民から、もはや修正不可能な規定事実として受け止められるようになった。世論調査の結果も1969年以後数年間で、急速に「承認する」が増え、1972年を最後に（ドイツ統一直前まで）アレンスバッハ研究所の調査対象にもならなくなるのである。

だが、このようなプラント政権の新東方政策に対する反発もまた強力なものだった。野党に回っていたキリスト教民主同盟（CDU）とキリスト教社会同盟（CSU）、そして何よりも被追放者の諸団体（それらをまとめているのが1957年に結成された被追放者連盟〔BdV=Bund der Vertriebenen〕である）が、両条約の批准に強く抵抗した。彼らからみれば、両条約はポツダム協定の平和条約に関する規定を骨抜きにするものであり、ドイツ民族の「自由な自決権」を侵害したものであり、「追放」というドイツ民族に対する歴史的不正行為を追認するものであり、また東方領土に依然として残留し「ポーランド化」の圧力にさらされているドイツ人の人権を踏みにじるものでもあった。

1972年5月17日連邦議会での両条約の批准の経緯は、両条約への抵抗の根強さを物語っている。投票の結果は賛成が248票、反対が17票、そして棄権が231票だった。新東方政策が理由で与党のSPDやFDPからCDUに移籍した議員も数名いたため、賛成票は議席のちょうど半数にしか届かなかった。つまり両条約は、議会の過半数の賛同を得ていないのである。反対票が17におさえられた点はプラント政権の議会対策の成果だったが、野党からは一人の賛成者も出なかった。また、野党に対する妥協の産物として、批准と同日に議会決議が全会一致で承認された。その決議によれば、モスクワ、ワルシャワ両条約は「暫定協定（modus vivendi）」にすぎず、「今日成立している国境線の法的基礎をもうけるものではない」とされたのである⁽¹⁰⁾。

この決議に従って、両条約批准後も国境承認反対派は、「ドイツの国境線は未解決（offen）」であると主張し続けた。連邦憲法裁判所の判決も、国境非承認派を後押しするものだった。連邦憲法裁判所は民主共和国との基本条約（同じくプラント政権下1971年12月に締結されたもの）とモスクワ、ワルシャワ両条約に対する違憲訴訟の判決のなかで、「1937年のドイツは存続している」ということ、東方領土がドイツからポーランドの主権下に移ったことの法的効力に

(10) Deutscher Bundestag. Plenarprotokoll, 6/187 (17. 5. 1972), S. 10960.

はなりえないと判断したのである。

そのため国境線非承認派は、「憲法上」の解釈を根拠に「1937年のドイツは依然として存続している」と主張することが可能だったのである。例えば1983年に成立したコール政権の内務大臣を努めたCSUのフリードリッヒ・ツィマーマンは、次のように発言して物議をかもした。

ドイツ問題をドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国とに限定し、オーデル＝ナイセ線以東の東ドイツ領を含めない傾向があるが、新しい連邦政府においてはそのようなことはない⁽¹¹⁾。

(4) ドイツ統一と国境線の最終承認

連邦共和国政府にオーデル＝ナイセ線の最終的承認を決断させたのは、1990年のドイツ統一だった。2つの国家によるドイツ統一を達成するため、連邦政府は民主共和国の東方国境を「ドイツ」の国境線として確定せざるをえなかつたのである。当時の国際関係の状況のなかで、ドイツにはもはやそれ以東の東方領土について主張をする選択肢は残されていなかつた。しかも一方のドイツ民主共和国は、すでに1950年にオーデル＝ナイセ線を承認していた。東方領土は最終的に放棄された。最後までオーデル＝ナイセ線の承認に反対していたBdVの会長（当時）ヘルベルト・チャーヤは、こうして実現した1990年のドイツ統一を「最小ドイツへの陥落」と呼んだ⁽¹²⁾。

最終承認への過程は、まず1990年6月21日の連邦議会、人民会議（民主共和国の議会）の共同決議から始まった。そこでオーデル＝ナイセ線が統一ドイツとポーランドとの国境線であることを「最終的に確認」することが宣言されたのである。連邦議会では、わずか15人の反対者を出しただけで、圧倒的多数をもって共同決議は可決された。

その後9月に「2プラス4」条約によって統一が認められた直後、ドイツ政府は11月14日にポーランドとの国境条約を締結し、国際法上でオーデル＝ナイセ線を承認することになった。条約は翌1991年10月17日に批准された。かつてのワルシャワ、モスクワ条約とは異なり大きな国民的議論になることなく、この条約は圧倒的な多数で（連邦議会での反対票は23）可決されたのである。こうしてドイツは、戦後形成されたオーデル＝ナイセ線を最終的に承認し、ドイツとポーランドとの間の国境線に関する紛争は解決された。

(11) *Archiv der Gegenwart*, 1983, S. 26327. 被追放者連盟の集会での発言である。

(12) Herbert Czaja, *Unterwegs zum kleinsten Deutschland?*, Knecht, 1996.

3 なぜ東方領土の「放棄」は可能だったのか？

（1）「現状」の力

1節で掲げた問い合わせに戻ろう。なぜドイツはオーデル＝ナイセ線以東の領土を放棄することができたのだろうか。

先ず考えられるのは、「現状（status quo）」の力である。すなわち、国際的および国内的な「現実」が、「放棄」以外の選択肢を不可能にしたということである。国際的には米ソの冷戦体制が確立されるなか、ドイツの分断が既成事実化したという事情があげられる。特に1961年のベルリンの壁建設は、そのような既成事実化を決定的なものにした。もはや東方領土はおろか、2つのドイツ国家の統一すら難しくなった。それに加え、アメリカもこうした冷戦体制の現実を追認するようになった。現状の国境線変更への要求は、もはや西側同盟国の支持さえ得ることが難しくなっていた。

そのようななか、国内でも現状を追認する雰囲気が広まってきた。被追放者も含めたドイツ人の世代交代による、戦前のドイツ領に関する記憶の希薄化がそれに加わった。また、失地回復要求の中心的な担い手であるはずの被追放者たちの多くが、戦後連邦共和国の経済復興とともに西ドイツ社会に統合され、東方の「古い故郷」に帰還することよりも、西の「新たな故郷」で生活を続けることを選択するようになっていた。被追放者諸団体は最終的な国境承認の時点まで、オーデル＝ナイセ線の承認に強く抵抗していた。だが、一般の被追放者たちの多くは、そうした諸団体の政治的主張を必ずしも支持し続けたわけではない。彼らの中から、被追放者団体の強硬な政治的主張からは距離を置くようになるものも現れていた⁽¹³⁾。そのため、被追放者諸団体の政治的動員力は次第に低下していった⁽¹⁴⁾。

(13) しかし彼らが、被追放者の諸団体そのものと関わらなくなつたわけではない。1960年代になっても、被追放者諸団体が定期的に開催する「故郷集会（Heimattreffen）」には依然として多くの被追放者が参加していた。アンドリュー・デムシュクは、故郷集会における再会、記憶の交換、民族衣装やダンス、プラスチックに合わせた入場行進などが、被追放者が記憶の中で故郷を経験することのできる「代用故郷」を提供したと述べている。それはまた、現実的に困難となつた故郷への帰還を断念することを可能にする感情のベースを提供していた。Andrew Demshuk, *The Lost German East: Forced Migration and the Politics of Memory, 1945-1970*, Cambridge University Press, 2012, pp. 161-184 を参照されたい。

(14) 1970年には被追放者のあいだでもオーデル＝ナイセ線を認める者の割合の方が多くなっていた。Matthias Stickler, „Ostdeutsch heißt Gesamtdeutsch“. *Organisation, Selbstverständnis und heimatpolitische Zielsetzungen der deutschen Vertriebenenverbände 1949-197*, Droste, 2004, S. 423-424.

(2) ナショナル・アイデンティティの力

しかし、このような「現状」の力だけで、それまで国民の圧倒的多数が支持し、政府や主要政党がこぞって主張していた東方領土への失地回復要求が否定されることになるのだろうか。先に指摘したように、東方領土への要求は国際法規範からみて「正論」としての正当性を十分に備えていた。それに加え国内的には、大量の被追放者を発生させた東方国境の暴力的な変更に対して、「不正」の感覚が広く共有されていた。そのような状況のなかで、オーデル＝ナイセ線の承認を公的に主張するには、それを国民に対して積極的に「正しいこと」として説明し、納得を得られるだけの何らかの正当化の根拠、しかも東方領土回復要求の「正論」に対抗できるだけの規範的妥当性をもつ根拠が必要とされただろう。

こうした正当化の根拠となったのは、戦後形成されたドイツのナショナル・アイデンティティだつた。それはドイツ人に、特別な義務や責任の感覚を喚起するものだった。

ナチズムの歴史はドイツ人のナショナル・アイデンティティ、すなわち集合的な自己理解に大きな変化をもたらした。特に戦後の連邦共和国では、ナチズムの犯罪と向き合い、それを克服していくことを義務とみなすドイツ人の自己理解が形成された。それを社会学者ベルンハルト・ギーゼンの言葉を借りて「ホロコースト・アイデンティティ」と呼ぶことにしよう。それは「ホロコーストという過去に対して境界線を引き、悲劇の繰り返しを避ける努力の上にアイデンティティを基礎づけている」ものである⁽¹⁵⁾。ホロコーストに象徴されるナチスの絶対悪を乗り越える努力によって「自己」を基礎づけるアイデンティティ。これがホロコースト・アイデンティティである。

この特殊戦後的なドイツのアイデンティティが広まるには時間要した。1950年代、それはごく一部の知識人に限られたものだった。変化が訪れるのは1960年代に入ってからである。その大きな要因となったのはナチス犯罪に対する司法追及の広がりだった。イスラエルのアイヒマン裁判やドイツ民主共和国でのナチス犯罪追及に触発され、連邦共和国内でもナチス犯罪に対する司法追及が始められた。それは裁判所外でも、家庭や学校における戦後世代から親世代の糾弾へつながり、ドイツの政治文化を一変させる社会現象となったのである⁽¹⁶⁾。1969年のプラント政権の成立は、そのような連邦共和国社会の変化

(15) Bernhard Giesen, *Die Intellektuellen und die Nation: Eine deutsche Achsenzeit*, Suhrkamp, 1993, S. 245.

(16) Bernhard Giesen, *Triumph and Trauma*, Paradigm Publishers, 2004, pp. 120-135.

を象徴する出来事だった。

プラント政権の新機軸は、東方政策をナチス犯罪の克服を義務とみなすホロコースト・アイデンティティの規範に結びつけた点にあった⁽¹⁷⁾。東欧諸国との関係もまた、ヨーロッパの「平和と和解」に貢献するものでなければならない。プラントは首相になった直後の政府声明演説のなかで次のように語っている。

この政府は第二次世界大戦とヒトラー体制の国民的背信から生じたドイツ人民（民族）にとっての問題に対し、最終的にはヨーロッパの平和秩序の中でのみ答えを出すことができるという点から出発します⁽¹⁸⁾。

「ヒトラー体制の国民的背信」とはナチスの犯罪行為のことを指している。これによって戦後のドイツ国民は大きな責任を負うことになった。その責任に対する答えはヨーロッパの平和秩序を再確立することへの貢献として示さなければならない。そのための1つの解答が、オーデル＝ナイセ線の承認なのである。

1970年12月、プラントはワルシャワに訪問し、ユダヤ人ゲットーの記念碑の前で有名な「跪き」を行う。その行為は、プラント自身の言葉によれば「ドイツの名において行われた何百万もの犯罪に対しての謝罪」だった⁽¹⁹⁾。そしてワルシャワ条約が締結された12月7日、プラントはドイツ国内向けの放送のなかで、次のように語っている。

ワルシャワ条約は邪悪な過去の苦しみと犠牲に幕を引くものです。（…）アウシュヴィッツの名は、両民族になおも長くつきまとうでしょう。そしてわれわれに思い出させるのです。この世に地獄もありうるのだ、そしてわれわれはそれを経験したのだということを。しかしながら、この経験がわれわれに、将来への課題に対し、決然として対処するべく強いています。（…）この条約への合意、すなわち和解と平和への合意は、ドイツ史に対する信念でもあるのだと、私は言いたい⁽²⁰⁾。

(17) これはプラント政権が最初ではない。それ以前に、すでにドイツ福音教会が1965年10月に公表した『被追放者の状況と東方隣国との関係に関して』と題された覚書のなかで、ホロコースト・アデンティティの論理を東方政策に結びつけた議論を展開している。この覚書は国内世論に大きな反響をもたらした。詳しくは佐藤『ナショナル・アイデンティティと領土』、125-137頁を参照されたい。

(18) *Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll*, 6/5 (28. 10. 1969), S. 21.

(19) *Der Spiegel*, 51 (14. 12. 1970), S. 31.

(20) *Texte zur Deutschlandpolitik*, Bd. 6, Bundesministerium für innerdeutsche Bezie-

ここに、オーデル＝ナイセ線承認を正当化する新たな論理が明確に現れている。ナチズムという「邪悪な過去」がドイツ国民に「将来への課題」を与えている。それはヨーロッパの「和解と平和」の実現という課題である。オーデル＝ナイセ線の承認こそ、その課題への答えなのである。その承認を規定したワルシャワ条約への合意は「ドイツ史に対する信念」でもあるとプラントは述べている⁽²¹⁾。

プラント政権の主要な政治家たちはみな、これと同様の論理を繰り返し表明している。例えば、連邦議会外交委員会のディーター・ハークは次のように語り、ワルシャワ条約には「特別な政治的・道徳的意味」があると主張している。

[モスクワ条約とワルシャワ条約は] 東ヨーロッパとの関係の正常化を達成し、ヨーロッパに必要とされる緊張緩和に対しドイツ連邦共和国が貢献を果たそうという共通の観念を持といふところから出発しています。…)
ワルシャワ条約は、第二次世界大戦といふ恐るべき大事件とナチスの暴力的支配によって困難を背負わされている…)[ドイツとポーランドの]隣国同士の関係の和解にとって、特別な政治的・道徳的意義をもつてゐるのです⁽²²⁾。

このようにしてプラント政権は、オーデル＝ナイセ線の承認が「正しい」外交的選択であることを国民に向けて説明した。世論調査の結果を見る限り、国民の多くも、その説明を受け容れたようと思われる。『シュピーゲル』を初めとする主要メディアもまた、ポーランドとの「和解」を支持した。それどころか新東方政策以後、「和解」という理念の影で、オーデル＝ナイセ線の修正について語ること、さらには「追放」について語ることさえもが、ナチスの「過去」に関する罪や責任を否定する「極右」的スタンスと同一視され、タブー化されていくのである⁽²³⁾。

hungen, 1971, S. 264.

(21) しかしプラントは、国内に数百万いる被追放者に対する配慮を怠っていない。1971年1月28日の連邦議会で彼は次のように言っている。「[ポーランドの西側国境を]尊重する用意があるとしても、それは決して1945年と1946年に発生したこの領土からのドイツ人の追放に黙って同意したのでも、それを正当なものと認めたわけでもないのです。」(Deutscher Bundestag. Plenarprotokoll, 6/93 [28. 1. 1971], S. 5049)

(22) Deutscher Bundestag. Plenarprotokoll, 6/186 (10. 5. 1972), S. 10882.

(23) Hans-Werner Rautenberg, „Die Wahrnehmung von Flucht und Vertreibung in der deutschen Nachkriegsgeschichte bis heute“, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B 53/1997, S. 38.

（3）「国益」との合致

しかしオーデル＝ナイセ線の承認は、単にナショナル・アイデンティティが喚起する「国民的」な義務感を満足させるだけのものではなかった。それはドイツの国益とも合致する。プラント政権は、またその後のシュミット政権もそのことを繰り返し強調していた。なぜならばオーデル＝ナイセ線の承認は、ナチスという邪悪な犯罪にまみれたドイツのイメージを払拭でき、国際的な信頼を得ることにつながるからである。ポーランドとの「和解」と「ドイツの利益」との関連について、プラントは次のように述べる。

ポーランドとの関係においてもまた、われわれは広い意味でのドイツの利益を見失ってはいません。ドイツの名前がもはや不正と恐怖のシンボルとして使われることがなくなり、和解と平和的相互協力関係への希望のしであるとされることを、われわれドイツの利益と見なすという意味において⁽²⁴⁾。

ここで興味深いのは、ワルシャワ条約がポーランドとの条約であるにもかかわらず、発言の視点はヨーロッパに（さらには世界に）向けられているということである。上の発言で述べられている「不正と恐怖のシンボル」や「和解と平和的相互協力関係への希望のし」とは、ヨーロッパにおける（さらには世界における）ドイツのイメージを問題にしている。

外務大臣のヴァルター・シェールもまた、連邦議会で次のように述べている。

ワルシャワ条約は、東西の平和的共存とヨーロッパの安全保障の中核です。（…）この条約はヨーロッパ人が望むものを促進します。それはすなわち、旧世界の分裂を平和的交流と相互協力で緩和することです⁽²⁵⁾。

ワルシャワ条約の締結によりオーデル＝ナイセ線を承認し、ポーランドとの和解を果たすことは「ヨーロッパ人が望むもの」とされている。これは先のプラントの発言につながるものである。「ヨーロッパ人の望むもの」を実現することによって、ナチスの侵略と非人道的行為によって地に落ちた信頼を回復し、「平和と和解」に貢献する新たなドイツの姿を世界に向けて示すことができる。それは結果として「広い意味でのドイツの利益」に繋がる。これが、ブ

(24) *Deutscher Bundestag. Plenarprotokoll*, 6/74 (20. 1. 1971), S. 5044 (強調は引用者による)。

(25) *Deutscher Bundestag. Plenarprotokoll*, 6/171 (23. 2. 1972), S. 9748.

ラント政権のとった「国益」に対するスタンスだった。

シェールの後を襲ったハンス＝ディートリッヒ・ゲンシャー外相は、このようなドイツの国益を「信頼の資本 (Vertrauenskapital)」という言葉で表現した。「平和と和解」に貢献する「良きヨーロッパ人」として振る舞うドイツの姿を国際的に提示することによって、「信頼の資本」を積み立てることができる。イギリスの歴史家ティモシー・ガートン・アッシュは、このゲンシャーの言葉を用いて、次のように述べている。

平和的で相互協力的、そして「ヨーロッパ的」であるということを包括的かつ明示的に表明することにより、西ドイツはゲンシャーの言う「信頼の資本」を東西両側において構築したのである⁽²⁶⁾。

「信頼の資本」は、1990年のドイツ統一の時にも効力を発揮した。1989年秋にベルリンの壁が壊れ、民主共和国の人々が大量に西側に流入し、ドイツ統一への機運が急激に高まった時、イギリスやフランスを始めとするヨーロッパ諸国は再び強大化するドイツに脅威を感じていた。統一すればドイツは、ヨーロッパで最大の経済力を持つ大国となる。それが戦前のドイツの膨張主義を復活させてしまうのではないか。第一次世界大戦、第二次世界大戦と2度わたりドイツの攻撃を受けた周辺諸国の人々が、そのような不安を抱いたとして不思議はないだろう。そこでドイツは、「ドイツはヨーロッパの平和秩序に貢献する平和国家である」というイメージを印象づけることによって、そのような不安や不信を払拭する必要があった。しかもそれは単なるリップサービスではすまされない。オーデル＝ナイセ線を承認し、ポーランドとの国境線を最終的に確定することは、そのために避けて通れない道だった。

先にふれたように、ドイツ統一に先立つ6月21日、ドイツ連邦議会は人民会議とともにオーデル＝ナイセ線の最終的承認を宣言する共同決議を出している。それはドイツの統一をめぐり、旧連合国（米英仏ソ）と両ドイツ国家の間でいわゆる「2プラス4会談」が行われている最中だった。その決議は、「統一ドイツはヨーロッパの平和秩序に貢献する」ということを強調している。

連邦議会は（…）ドイツ統一を通じてヨーロッパの平和秩序の構築、国境がもはや人を分け隔てることなく、すべてのヨーロッパ諸民族に対し、信頼に

(26) Timothy Garton Ash, *In Europe's Name*, Vintage Book, 1994, p. 358.

満ちた共同生活と全て人間の幸福のための包括的な協力、さらに持続的平和と自由と安定を保証するヨーロッパの平和秩序の構築に貢献することに努力しつつ、（…）歴史の悲劇的で辛苦な側面に思いを致しながら、統一されたドイツとポーランド共和国が、ドイツ人とポーランド人の相互理解と和解を一貫して継続し、その関係を未来志向のものに仕向け、良き隣人関係のモデルを提供するという願望をもって（…）統一ドイツとポーランド共和国との間にある境界線が、国際法的条約によって以下のように確定されるという意志を表明する（以下略）⁽²⁷⁾。

過去の深い反省の上に立ち、「統一ドイツとポーランド」との間にある国境線を認め、「相互理解と和解」を継続し、「良き隣人関係のモデルを提供」しようという国民的な意志を、この決議は表明している。

上の決議と同日にヘルムート・コール首相が連邦議会で行った政府声明演説のなかでは、国境線承認とドイツ統一との関係が次のように説明されている。

われわれは、すべての隣人、パートナー、友人達が、自由の下で祖国の統一を完遂したいというわれわれの願望を支持してくれることを期待しなければなりません。（…）われわれは、ヨーロッパに多くの戦争、苦痛、危機をもたらした今世紀の最後に、すべての隣人達とともに、持続する相互理解と和解へと向かいたいと願っています。われわれは、新しい、統一されたヨーロッパをともにつくって行きたいと願っています。（…）自由の下で統一されたドイツは、二度と脅威にはなりません。むしろヨーロッパと全てのわが隣人たちにとって利得となるのです。ドイツの地から平和と自由が生まれるのですから！（…）自由な、統一されたドイツは、ポーランドのよき隣人であり、「ヨーロッパへの道」に向けての信頼のできるパートナーであることを、ポーランド人民は知らなければなりません。そのため必要となるのは、国境線に疑問を呈したり、移動させたりしないということです。（…）自由の下でのドイツの統一を完遂するという歴史的チャンスを利用しようとするなら、ポーランドの西側国境に対し、明確な答えを出さなければならないのです⁽²⁸⁾。

「祖国の統一」という「われわれの願望」への「隣人・友人たち」の支持を

(27) *Deutscher Bundestag. Drucksache*, 11/7465 (21. 6. 1990).

(28) *Deutscher Bundestag. Plenarprotokoll*, 11/217 (21. 6. 1990), S. 17143.

得るためは、ドイツがヨーロッパの「相互理解と和解」や「平和」を望んでいるということ、統一されたドイツは「二度と脅威にはならない」のだということを彼らに向けて示さなければならない。そのためにはポーランドとの国境に對して「明確な答えを出さなければならぬ」——そうコールは主張している。ここでコールは、ドイツの「信頼の資本」をオーデル＝ナイセ線の承認への対価として獲得するという、プラント以来の東方政策の論理をそのまま採用している。ただ、その「資本」の使用目的は明確だった。「ドイツの統一を完遂するという歴史的チャンスを利用する」こと。それに向けてドイツは最終的な決断をしなければならない。

東方領土の放棄は、ドイツ統一に際してドイツが支払わなければならなかつた代償だった⁽²⁹⁾。たしかにそれは、ドイツにとって「国民の自決権の侵犯」であったのかもしれない。しかしそれによってドイツは、「過去」のいまわしいイメージを払拭し、ドイツ統一への周辺諸国の承認・容認をとり、ヨーロッパにおいて大きな存在感を獲得することに成功した。その意味で東方領土の放棄は、プラントの言う「広い意味でのドイツの利益」にかなうものだったと言えるだろう。

4 日本との比較

周知のように、日本は現在北方領土、竹島、尖閣諸島などで周辺諸国と国境紛争をかかえている。面積規模において大きく異なるとはい、敗戦による領土喪失の結果発生したという点において、日本の領土紛争はドイツの領土紛争と歴史的に類似したところがある⁽³⁰⁾。しかしその後の経緯は大きく異なっている。

以下、4点に分けて両者の相違について考察していきたい。

(1) 領域と「人」

第1に、本稿では紙幅の関係から充分に論じることができないのだが、両国の国境紛争のあり方それ自体の相違について指摘しておかなければならない。日

(29) 放棄されたのは東方領土だけではない。ドイツ連邦政府はドイツ統一直後、戦後經濟復興の象徴でもあったドイツ・マルクをも「放棄」することになった。ドイツ統一は、東方領土とドイツ・マルクという2つの国民的な「資産」の代償の上に達成されたわけである。

(30) ドイツの戦後の国境紛争は、本稿で論じた東方国境の他に、「宿敵」フランスとの間でザールラントをめぐる紛争があった。こちらの方は、1957年にザールラントがドイツ連邦共和国に帰属することが決まり、解決をみた。この「西方国境」の紛争に関しては、また別途検討しなければならない。

本が抱える国境紛争は、その大部分が文字通りの国境をめぐって、つまり国家の領域の境界線をめぐって争われている。それに対しドイツの東方国境紛争は、領域だけでなく「人」をめぐる紛争でもあった。それは、「故郷」を喪失した大量の被追放者、そして国境の外に残された残留ドイツ人たちの生活や権利をめぐる問題でもあった。被追放者諸団体が「故郷権」という概念を掲げ、国境紛争をめぐる政治に大きな影響力をもってきたことも、そのことを示すものである。オーデル＝ナイセ線承認を主張する左派リベラル系の政治リーダーたちもまた、被追放者や残留ドイツ人の問題に関しては一定の配慮を示した⁽³¹⁾。1990年に国境紛争が解決した後も、この「人」をめぐる問題は残された。国外に残されたドイツ人マイノリティの問題、「追放」という「不正」な歴史をいかに記録し、記憶するかに関する問題、失われた財産の補償問題など、東欧におけるドイツの文化遺産の保護の問題など、今も取り組まれ、時に国際的・国内的な争点にもなっているのである。

それに対し竹島や尖閣諸島のような「無人の島」をめぐる争いに「人」の問題は関わらない。北方領土に関しては、約1万7千人の元島民が存在し、周辺で操業していた漁民もいる。しかし、領土問題の直接の当事者であるはずの彼らの「故郷喪失」にともなう生活や権利の問題が領土問題の中心的テーマとして語られることは、これまであまりなかった⁽³²⁾。彼らの運動が国内での領土問題の政治において、目立った影響力を発揮してきたわけでもなかった。日本の領土問題はもっぱら国家の領域（＝「日本固有の領土」）の境界線をめぐる争いが中心に展開してきた。

（2）放棄を正当化する規範

第2は、紛争の解決に関する相違である。これまで本稿で説明してきたように、ドイツがポーランドとの国境紛争において、領土を「譲渡」することで解決に至ることが可能だったのは、領土の放棄を正当化できる論法が成立したからだった。日本では、それに相当するような論法（紛争中の領土を全て「譲渡」することを正当化できるような論法）を見いだすことはできない。

ドイツでそのような論法が成立したのは、ナチスを「絶対悪」とみなす国民的な合意が存在していたからである。それに対し日本では、ナチスに相当す

(31) 注17で紹介したプラントの発言は、その一例である。

(32) しかし、最近は変化しつつある。例えば岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣——これが解決策』（朝日新書、2013年）は、境界の現場に生活する住民の利益を最大限に尊重しようという視点から書かれた著作である。

る「絶対悪」についての合意がない。中国や韓国に対する侵略や植民地支配の「過去」に関しては、（最近の慰安婦問題をめぐる論争にも示されているように）依然として論争的である。またソ連（ロシア）との関係で言えば、「反省」すべき「過去」すらないように見える。日本にとってソ連は、中立条約を破って侵攻してきた国であり、日本はむしろ「被害者」の立場におかれているからである。このように考えると、日本がドイツのように「過去の反省の上に立って」領土の譲渡に踏み出すような可能性は低いと言わざるをえないだろう⁽³³⁾。

(3) 國際的規範枠組

しかしドイツにおいても、「過去の反省」の上に立った領土の放棄は、決して単なるドイツ人の「良心」から生まれたわけではない。本稿で強調してきたように、領土の放棄という選択はまた、ドイツの「国益」とも合致するものであり、政治リーダーたちもそのことを明確に自覚し、また国民に向けて説明してきた。だが、なぜ「国益」と合致したのか。それが、第3の相違点に関わってくる。

ドイツの「国益」は、ヨーロッパという多国間関係の枠組のなかに埋め込まれ、そのなかで形成されたものだった。1951年に結成された「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体」が示しているように、ヨーロッパ統合は戦後復興のための経済的協力関係の枠組として始まった。また冷戦時代は「ヨーロッパ共同体(EC)」がNATOとも連携した反共産主義の政治的・軍事的同盟関係でもあった。だがまたヨーロッパは第二次世界大戦の悲惨な被害の反省の上に立ち、平和と人道主義を希求する規範的・道徳的な枠組でもあった⁽³⁴⁾。特にナチズムという汚点をもったドイツにとって、この規範的枠組はとりわけ重要な意味をもっていた。トマス・マンが「ドイツ的ヨーロッパではなくヨーロッパ的ドイツを」と述べたように、ヨーロッパの平和秩序を尊重する「良きヨーロッパ人」として振る舞うことは、ドイツが戦後ヨーロッパの国際社会に復帰するためには、おそらく不可欠な条件だっただろう。「良きヨーロッパ人」としての振る舞いは他のヨーロッパの諸国から肯定的に評価され、ドイツは「信頼の資本」を回

(33) 竹島に関しては「韓国人との和解の印に」あるいは「植民地支配を反省する日本」として譲渡するべきであると主張する議論がある。例えば、芹田健太郎『日本の領土』(中公文庫、2010年)、和田春樹『領土問題をどう解決するか—対立から対話へ』(平凡社新書、2012年)等。しかしそれを国民世論が受け容れるまでには相当の厳しい障壁が予想される。

(34) Adrian Hyde-Price, *Germany and European Order: Enlarging the NATO and the EU*, Manchester University Press, 2000, pp. 80-82.

復することができる。その「信頼の資本」は、ヨーロッパという多国間関係の規範的枠組の中で初めて価値をもつものだった。そして「信頼の資本」はドイツの「広い意味」での「国益」につながる。ただし戦後のドイツにおいて、「国益」という概念を公然と使用することは回避されていた。「国益」は常に「ヨーロッパの名」において、「ヨーロッパのため」という名目で追求された。ガートン・ッシュは、それが戦後の連邦共和国の外交政策において、党派を超えて用いられた政治手法だったことを明らかにしている⁽³⁵⁾。連邦共和国の政治家たちは、この手法を通じてヨーロッパの中でのドイツの存在感を確立していったのである。

それに対し、ヨーロッパに相当するような国際的・超国家的な関係性の場が、日本の周囲に形成されているだろうか。可能性として考えられるのは「東アジア」（「東亜」）という枠組だろう。近年「東アジア共同体」の理念がしばしば語られるようになってはいる。しかしそれが実効性のある多国間関係からなる規範的枠組として（例えば、領土問題での譲歩に対し「信頼の資本」の獲得が期待できるような）機能してはいないだろう。東アジアではもっぱらゼロ・サム的な国家主権の対立が支配しているように思える。

(4) アメリカというファクター

では、日本は戦後どのような国際的な枠組のなかに置かれていたのか。いうまでもなく、日本は日米同盟という枠組（日米安全保障条約）のなかに置かれている。日本はその枠組を通じて戦後国際社会に復帰することができた。その結果として、国境紛争においてもアメリカというファクターが強く働くことになった⁽³⁶⁾。これがドイツと日本の第4の相違点になる。

確かに冷戦時代のドイツ連邦共和国も、アメリカをリーダーとする西側陣営に所属していた。戦後初期の東方国境修正要求も、反共政策の一環としてアメリカからの支持を受けたものだった。その後のプラントの新東方政策の際にも、アメリカ政府からの容認を取り付けることは必要不可欠なことだった⁽³⁷⁾。だが、

(35) 題名が示すように、Garton Ash, *In Europe's Name* の全体の趣旨がその点に当てられている。また、ゲンシャーはこのようなドイツの外交政策について「われわれは権力政治（Machtpolitik）ではなく責任政治（Verantwortungspolitik）を打ち立てるのだ」と述べている（Christian Hacke, „Die neue Bedeutung des nationalen Interesses für die Außenpolitik der Bundesrepublik Deutschland“, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B1-2/1997, S. 3.）。このゲンシャーの言う「責任の政治」こそ、「ヨーロッパの名」において行われるものである。

(36) 豊下禎彦『「尖閣問題」とは何か』（岩波現代文庫、2012年）。

(37) Peter Bender, *Die "Neue Ostpolitik" und ihre Folgen. Vom Mauerbau bis zur Ver-*

ドイツの場合、アメリカとの関係は「ヨーロッパ」という枠組が存在し、それによってアメリカとの関係はバッファーされていた。

日本の場合、アメリカの力はより直接的である。日本の領土問題は「日米同盟の従属変数」と言われるほど、アメリカの外交政策に左右されている⁽³⁸⁾。そもそも発生からして、日本の領土問題にはアメリカの軍事外交戦略が深く関わっている。原貴美恵の研究によれば、アメリカは日本の国境線をあえて曖昧なままにし、周辺諸国との紛争の火種を残した。そうすることでアメリカは領土問題を、日本を西侧陣営に確保しておくための（より具体的には日本に米軍基地を置いておくための）「楔」として利用することができたのである⁽³⁹⁾。それは北方領土問題をめぐるダレス国務長官の有名な「恫喝」にも見てとれる。日本政府が「四島返還論」を方針とするようになったのは日ソ平和交渉期間中だった。歯舞色丹「二島」で交渉をまとめようとした重光葵に対し、アメリカ国務長官のダレスは「恫喝」を加えた。「もし日本が国後択捉をソ連に譲るようであれば、アメリカは永久を沖縄に領有するだろう」と。それがきっかけとなって日本は、ソ連が決して受け容れることのできないことがわかっている「四島返還」をソ連との領土交渉の基本方針に据えることになったのである。それは「冷戦を背景に日本とソ連の間に打たれた『楔』に他ならなかった」⁽⁴⁰⁾。竹島もまた、朝鮮半島が共産主義化される可能性に対処するためにアメリカが残した「楔」であった⁽⁴¹⁾。

冷戦が終わり、アメリカにとっての「楔」の意味も変わってきただろう。だが日本自身がまだこの「楔」から脱却できていないように思われる。

5 ドイツの国境紛争解決の経緯は日本にとっての指針になるのか？

これまでの考察を踏まえるなら、残念ながら上の問い合わせに対する解答は否定的なものにならざるを得ない。確かに両国の戦後の国境紛争の発生の経緯は類似しているが、その後の両国をめぐる事情はあまりに違いすぎる。ドイツ東方国

einigung, Deutscher Taschenbuch Verlag, 1995, S. 187-188.

(38) 岩下『北方領土・竹島・尖閣』, 40-65頁。

(39) 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点——アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』(渓水社, 2005年)。

(40) 原『サンフランシスコ平和条約の盲点』, 147頁。

(41) ただし、アメリカというファクターを重視するあまり、「アメリカ陰謀論」に陥る危険性については注意が必要である。例えば、ダレスの「恫喝」が行われる以前に、外務省はすでに「四島返還」の方針に転換していた。そこにはアメリカというファクターだけでなく、むしろ国内政治的な要因が強く働いていたようである。詳しくは和田春樹『北方領土問題を考える』(岩波書店, 1990年), 134-218頁を参照されたい。

境紛争解決の経緯は、少なくとも即効的には指針となりえない。領土の放棄を正当化する規範、領土の放棄に対する周辺諸国肯定的評価が「国益」になるような国際関係の規範的枠組等、ドイツの国境紛争の解決に大きな役割を果たした諸要因を、簡単には構築できそうにない。

だが、より長期的な視点に立って考えるならば、ドイツの事例は「国益」の概念を再検討する手がかりにはなる。日本では、「わが国固有の領土」を守ることが、無条件に「国益」と同一視されている。だが、果たしてそれらは同一視されるべきものなのだろうか。ドイツの事例は、領土の放棄が、結果的に「国益」につながることもありうることを示している。日本の場合、北方領土（「四島」）、あるいは竹島や尖閣の領有を頑なに主張することが、どのような意味で「国益」に結びついているのか、考え直してみる糸口になるだろう。

そもそも「国益」とは所与のものではない。それは様々な国際的・国内的な相互作用を経て「相互主観的」に形成され、変化するものである⁽⁴²⁾。このような視点に立てば、どのような「国益」を選択するのか、そのためにはどのような国際関係の枠組をつくればよいのかも再検討の対象になる。それは国境紛争を、領土をめぐるゼロ・サム的権力政治から解放し、日本の外交政策の選択肢の幅を広げることにつながるだろう。

(42) これは国際関係論における「構築主義」が主張する点でもある。Alexander Wendt, “Anarchy Is What States Make of It: The Social Construction of Power Politics”, *International Organization*, vol. 46, no. 2, 1992 等を参照。